

## (仮称)放課後子どもスマイルプラン (案) ～舞鶴市放課後児童クラブ運営計画～

### 1 計画策定の背景と目的

- ▶共働きやひとり親世帯の増加、核家族化の進行、女性の就業率の上昇等により放課後児童クラブの登録児童数は、増加傾向である。
- ▶本市では、平成12年度の社会福祉法人による児童クラブ開設を始まりとして、“地域の子どもは地域で育てる”を合言葉に平成16年度から順次、地域の子育て支援協議会に事業委託を行い、現在は29クラブ（法人3、地域26）で運営している。
- ▶事業開始以来、約20年が経過し、利用児童及び要配慮児童の増加に伴う放課後児童支援員の不足や専門知識の習得等が課題となり、また、待機児童が生じない対策が求められるなど、児童クラブを取り巻く環境は大きく変化してきた。
- ▶平成29年から平成30年にかけては、舞鶴市子ども・若者支援会議に設置された「放課後児童部会」において、『子どもの豊かな育ち』のための児童クラブの基本的なあり方の検討がされ、「持続可能な放課後児童クラブの運営構想検討結果報告書」が市に提出された。
- ▶この報告書を参考としつつ、児童クラブに求められる役割を再認識し、持続可能でかつ安全・安心な居場所の確保に向けて、その基本方針及び具体的方策を明示した運営計画を策定する。

### 2 計画の位置付け

- ▶「夢・未来・希望輝く『舞鶴っ子』育成プラン」に包含する「子ども・子育て支援事業計画」に位置付けする。

### 3 計画期間

- ▶計画期間は、令和4年度から令和6年度までの3年間とする。

### 4 運営基本方針

「地域の子どもは地域で育てる」＝「地域の自主性や自立性にすべてを委ねる」のではなく、地域が安定したクラブ運営を行うために、市は、支援員等の確保・育成、事務負担の軽減、児童を取り巻く課題への対応に向き合い、責任をもってクラブ運営に関わり、地域と密接に連携して適正な運営を推進する。

#### 【運営基本方針】

#### 1 子どもの最善の利益を守る

児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮しながら育成支援に努める 等

#### 2 安全・安心な居場所を確保する

支援員の知識の習得、技能の向上に努めるとともに、支援に必要な設備、備品を整え子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境をつくる 等

#### 3 子どもの成長・発達を支援する

異年齢集団での生き生きとした生活を通じて、子どもの社会性や道徳性を育む 等

#### 4 運営主体と市との緊密な連携を図る

地域共生社会実現の一翼を担う“地域の子育て支援協議会”による児童クラブが継続的に運営できるよう、地域と市は緊密な連携のもと課題を適時共有し解決を図る 等

#### 5 持続可能で安定したクラブ経営基盤の構築を目指す

児童クラブに係る国の運営費負担の考え方に準じ、利用者負担と公費負担の割合1/2を基本とする 等

## 5 運営基本方針を実現するための具体的方策

### (1) 優先的に取り組むこと

#### ①放課後児童支援員の確保・育成、地域クラブの組織力の向上

##### 方向性の主なポイント

##### 【基本的な考え方】

支援員等の確保、事務負担の軽減、児童を取り巻く課題への対応等に向き合いながら、地域が安定した運営を行う。

##### 【具体的な取り組み】

##### ○市の支援による児童クラブ間の放課後児童支援員のシェア

急な児童の増加や発達面で支援の必要な子どもに対する加配が必要となった時、また、支援員の急な病休等の際に地域を越えて臨時的に支援員を配置する。

##### ○支援員募集事務の改善

地域児童クラブによるチラシ作成に加え、市が広報紙やホームページ等を活用し支援員を募集する。

##### ○経験・資格等に応じた新たな組織体制の整備

経験年数や京都府主催の資質向上研修の取得状況等に応じた組織階層を創設する。また、市独自の研修制度を新たに実施する。

##### ○運営のサポート体制の充実

新たに市職員を児童クラブの“巡回アドバイザー”として選任し、クラブのサポートを実施する。

#### ② 児童クラブでの過ごし方の充実

##### 方向性の主なポイント

##### 【基本的な考え方】

支援員の体制や衛生管理・安全対策、利用者負担金等に加え、下記内容を踏まえた市としての共通のガイドラインや運営マニュアルを新たに定め運用する。

○どのクラブでも、同じ水準のサービスが受けられ、児童や保護者の満足度や安心感を高める。

○遊びを通じての異年齢交流の場として、社会性や自主性、創造性を育むとともに、発達段階にふさわしい遊びをつくり、生活の環境を整える。

○家庭や学校、地域、市内関係機関との情報共有や連携、協力を充実する。

○障害やアレルギーのある児童の利用機会が確保され、適切な配慮と段階的な環境整備に努める。

#### ③ 利用者負担金の適正化

##### 方向性の主なポイント

##### 【基本的な考え方】

国の児童クラブに対する費用負担の考え方は、児童クラブ運営費の 1/2 相当を公費負担とし、残りの 1/2 相当を利用者負担としている。持続可能で安定した運営を担保するため、国の考えに準じた見直しを行い、利用者負担金の改定を行う。

##### 【具体的な取り組み】

##### ○運営費の負担割合の見直し

国の基準（保護者 1/2、国+府+市 1/2）に照らし、負担割合の見直しを図る。

##### ○利用者負担金の改定

所得に応じた利用者負担を求める観点での改定とする。

ア 定額制から応能負担への移行、真に所得や生活面で支援が必要な世帯に対し、負担金の減額階層を設定する。

- イ 利用者負担金は、運営委託費（委託先の地域子育て支援協議会等）を基準として算定する。
- ウ 利用者負担金は、社会背景の変化を勘案し、本運営計画の改定時期に併せて見直す。

◎改定後の利用者負担金の目安（試算） ※今後、総支出額の増減によって変更あり

利用者負担金の試算（月額）	現在の金額（月額）
8,100 円	6,000 円

※「ひとり親世帯（児童扶養手当受給者）等で就学援助制度（舞鶴市教育委員会）を受ける世帯」や「市民税非課税世帯等」、「生活保護世帯」に対する減免措置、一般世帯への激変緩和措置を講じる。

④ 事務負担の軽減

方向性の主なポイント

【基本的な考え方】

業務内容について、児童クラブと市が現状を共有し、役割分担して進める。支援員がこれまで以上に子どもと関わる現場業務に傾注できるよう、クラブで担う事務的業務の一部を市に移管する。

【具体的な取り組み】

○収納管理業務の市への移管

各児童クラブで担っていた利用者負担金徴収業務を市に移管し、児童への支援や保護者等とのコミュニケーション等、支援員の現場活動に係る時間の確保につなげる。

○会計事務の簡素化

児童クラブへのパソコンの導入、市で統一した会計事務標準様式を設ける等、事務の効率化を図る。

(2) 具体化に向け研究していくこと

①利用希望への対応と適切な利用の推進

方向性の主なポイント

○利用希望児童の受入れ 「待機児童“0”の継続」

真に児童クラブの利用が必要な方の受入れに取り組む。

○柔軟な受け入れ体制の研究

将来的に見込まれる児童数の減少を踏まえ、今後は様々なクラブの運営方法を研究する。

- ・児童クラブの統合
- ・民間法人での運営
- ・夏休みの児童クラブの運営

○適切な利用の推進

ア 利用にあたっての同意書を新たに整備

- ・保護者等による送迎時間を守らない場合
- ・利用者負担金を3か月滞納した場合
- ・施設等への損害を与えた場合
- ・利用中に家庭保育が可能となった場合 等

イ 運営マニュアルの作成

運営の透明性を一層図る

②発達面等で支援の必要な児童のサポート、家庭支援の体制づくり

方向性の主なポイント

○児童虐待、家庭での養育支援への対応

子どもの心身の状態や家族の態度等の観察や情報収集、児童虐待、家庭の養育について支援の必要な子どもの早期発見に努め、関係機関に繋げる。

○発達支援児への配慮及び環境整備

発達の支援が必要な子どもの個々の状況に応じた施設整備や過ごし方の工夫、職員体制に配慮する。

## 【具体的な取り組み】

### ○関係機関との支援の連携イメージ

児童クラブを見守る個別の相談支援体制について、様々な職種による他機関連携により、サポート体制の強化を図る。また、児童クラブと放課後等デイサービスの選択を悩む保護者が増加していることから、子どもの発達の見点にたった適切な利用のコーディネートに努める。

### ○巡回支援の内容

#### ア 子ども総合相談センターとの連携

児童虐待や不登校、いじめ、子どもの非行等に関する相談について、相談員がサポートする。

#### イ 舞鶴こども発達支援施設さくらんぼ園”や“乳幼児教育センター”との連携

子どもの成長・発達を促進するための支援員の関わり方、技術向上のための支援を実施する。

#### ウ 研修の受講促進

支援員を対象に児童虐待の最近の動向や具体的ケースに係る対応策の検討、発達に係る子どもの見立てや発達支援の理解、障害の特性を踏まえた支援技術の向上等を図るため、府・市等主催研修会の受講促進を図る。

#### エ 加配職員の適正な配置

巡回による子どものアセスメント（現状分析・課題の抽出）の実施など、エビデンス（根拠）を明確にして、公平かつ適切な配置を実施する。

## ③施設環境の整備・充実

### 方向性の主なポイント

児童が安全に過ごすことができる適切な環境の維持、向上に努める。

### ○計画的な施設・設備等の老朽化対策を実施

- ・学校施設の有効活用や既存施設の建替え、移転、改修等を検討する。
- ・設備（空調機器や給排水等）の迅速な修繕対応や計画的な更新に努める。
- ・障害等配慮を要する児童のニーズに応じた適切な環境を整える。

### ○ICT・IoT 活用による業務効率化の研究

ICT化の推進による事務作業の効率化、児童の育成に係る支援員の支援の質の向上につなげる。

ア 児童の視点 : 児童の入退室管理、保護者との情報連携

イ 支援員の視点 : 支援員の勤務管理、おやつ提供の有無や諸費（おやつ代等）の管理

ウ 運営の視点 : 児童の利用計画の作成、おやつ代等の利用者実費負担金の計算

### ○推進する上での課題

※令和3年秋頃から、小学校において、家庭学習としてタブレット端末の活用が開始され、児童クラブでは、家庭で過ごす環境と同様の空間を提供する趣旨があることから、将来を見据え、インターネット環境や機器の整備が必要となっている。